

豊政広第 152 号
平成 27 年(2015 年)7 月 28 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 浅利 敬一郎

2015 年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

平成 27 年(2015 年)6 月 5 日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

記

1. 職員問題について

（要望）

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による貸金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

（回答）

豊中市は平成 10 年（1998 年）から本格的な行財政改革をスタートし、職員定数の適正化に取り組んできたところです。職員配置につきましては、多様な雇用形態の職員や外部活力との役割分担をしながら、適正配置に努めています。

また、豊中市では、平成 25 年度（2013 年度）に非常勤職員の制度を大幅に改正し、報酬・休暇等の一部労働条件の整備を図ったところです。

人事課（電話：06-6858-2019）

2. 国民健康保険・医療について

（要望）

① 今年度から低所得者支援として全国で 1700 億円、大阪では 150 億円（大阪

府談)が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある(=引下げられる)としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

(回答)

平成27年度については、繰越金を9億36百万円計上することに加え、保険者支援制度の拡充分として5億円、一般会計から保険料抑制のため2億6千万円を国保会計に繰り入れすることにより、保険料率を据え置いたところ。保険料減免につきましては、国において一定所得以下の世帯の被保険者均等割と世帯平等割を軽減し、さらに市独自の軽減制度を設けて所得割を軽減しております。

また、平成22年4月から解雇や倒産、雇い止めなどによる離職者(非自発的失業者)に対して、給与所得の70%を減額して保険料を算定する軽減策についても実施しております。

さらに、市独自の減免制度を、失業等によって生活が困難になった方、母子・父子世帯、障害者のおられる世帯、難病患者のおられる世帯に対し適用し、きめ細かな対応をしております。

特に失業等による減免については、平成25年度より前年中所得による所得制限を撤廃し、制度の拡充を図ったところ。す。

次に、一部負担金減免については、平成22年度に国が示した基準を基本にしながら、より活用しやすいものとなるようにその取り扱いを一部見直して運用しております。

これらの取り組みの周知につきましては、市のホームページへの掲載をはじめ、国保の加入時や6月の保険料本決定時には全世帯にパンフレットを送付するなど周知に努めております。

保険給付課(電話:06-6858-2313)

保険資格課(電話:06-6858-2300)

(要望)

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年 11 月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

(回答)

資格証明書につきましては、未納者との接触の機会を確保するため、法に基づき交付する場合がございます。本市におきましては、保険料の負担の公平性や収納確保を図るため、納付資力がありながら連絡も納付もない未納者との接触の機会を作り、実態把握を行うために必要なものと考えております。

本市では交付前に文書の送付や訪問などにより、納付できない事情の把握に努めながら、交付判断にあたっては慎重に行っているところでございます。交付の対象となった世帯の内、納付困難な事由が確認できた場合は、直ちに被保険者証を送付しております。

納付資力や財産があるにもかかわらず納付相談に応じない場合や納付約束を履行しない場合は、保険料負担の公平性の観点から、法令に基づき滞納処分（差押等）を行うことがあります。

一方で納付相談を実施する中で、納付困難な事情などが判明した場合は、財産調査などを行った上で、一部または全部の滞納保険料に対する滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

なお、生活保護受給者の受給開始日以前の滞納保険料につきましては、滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

差押禁止財産につきましては今後も適切に対処してまいります。

保険収納課（電話：06-6858-2306）

(要望)

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

(回答)

関係法令等を理解していることが適切な事業運営の基本となります。そのため、今後も引き続き職場での情報共有を図りながら事業を実施してまいります。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

保険資格課（電話：06-6858-2300）

保険収納課（電話：06-6858-2306）

(要望)

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

(回答)

納付相談時に生活状況をお聞かせいただく中で、生活困窮だけでなく多重債務、高齢、健康不安や子育てなど、様々な要因により自分の力だけで問題を解決することが困難な方に対し、市相談担当窓口のご案内や相談予約を行っているところでございます。

保険収納課（電話：06-6858-2306）

(要望)

- ⑤ 今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

(回答)

保険財政共同安定化事業につきましては、第三次大阪府国民健康保険広域化等支援方針において、対象医療費が1円以上となったことによる影響を考慮したうえで、必要な激変緩和措置を府特別財政調整交付金により実施するとされています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

(要望)

- ⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(回答)

福祉医療費助成に対するペナルティ分については、国に廃止するよう要望し

ております。また、福祉医療費助成を実施することにより波及的増加する部分については、一部を一般会計から補填しております。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

（要望）

- ⑦ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

（回答）

大阪府ホームページで公開されている「無料低額診療事業のごあんない」及び「無料低額診療事業実施施設一覧表」を保険給付課カウンターに配架しています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

（要望）

- ⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。（和歌山市は半額助成）

（回答）

入院時の食事療養費は、在宅患者との負担の公平化などの観点から、一部自己負担をお願いしております。

なお、子ども医療費助成事業につきましては、平成27年度より在宅患者との負担の公平化などの観点から府の補助事業は廃止されませんが、豊中市においては子育て支援の観点から全額助成をしています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

子育て給付課（電話：06-6858-2221）

3. 健診について

（要望）

- ① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験を学ぶ機会をつくること。

（回答）

特定健診については、基本検査項目に市独自項目として血液検査や尿検査を実施しており、内容は特定健診開始以前の市民健診と同等の内容を維持しております。

費用は生活保護世帯、非課税世帯及び中国残留邦人について無料とするともに、70歳以上の方にも無料で受診いただいております。

受診率向上のための取り組みは他市事例を参考にしながら実施しており、引き続き未受診者への受診勧奨を実施していきます。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

集団健診においては、大腸がん・肺がん・胃がん・前立腺がん検診が同時に受診することが可能です。また個別健診においては、大腸がん・前立腺がん検診が同時に受診でき、さらに、医療機関によっては胃がん検診や子宮がん検診が受診可能なところもあります。

費用につきましては、生活保護世帯、非課税世帯および中国残留邦人について無料で受診いただいております。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ③ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答)

特定健診については、「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、過去の取り組みからも受診率の向上に効果的と考えられる、未受診者への受診勧奨事業を実施しています。今後、策定予定の「保健事業実施計画」を活用したデータ分析の結果を踏まえ、取り組みを検討・事業化し、引き続き受診率向上を図ってまいります。また、がん検診につきましても、未受診者への受診勧奨に加え、受診しやすい環境整備を行うとともに、関係部局とも連携しがん検診の受診啓発を行ってまいります。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ④ 人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答)

人間ドック（一日総合健康診断）及び脳ドックについては、豊中市国民健康

保険加入の満 30 歳以上を対象に実施しており、全体費用の 7 割を助成しています。また 40 歳以上の方は、特定健診か人間ドックのいずれかを選択し受診いただいております。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

（要望）

- ⑤ 日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

（回答）

集団健診において、特定健診とがん検診のセット健診を土曜及び日曜に実施するとともに、乳がん検診においても日曜に実施しております。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

4. 介護保険・高齢者施策について

（要望）

- ① 第 6 期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと

（回答）

第 6 期の介護保険料につきましては、第 5 期計画期間中における第 1 号被保険者の保険料剰余分を取り崩し、保険料の上昇抑制に充てたところですが、介護保険サービスを利用する要支援・要介護認定者の増加とともに保険給付費の増加も見込まれるなか、引き上げは不可避であったと認識しているところです。

保険料負担の軽減につきましては、本市に限らず全国的な問題であると認識しておりますので、国の責任において実施するよう要望していきたいと考えております。

また、本市独自の保険料軽減策としましては、低所得世帯における「障害者の方」「やむを得ない臨時出費、生活困窮により納付が困難な方」を対象とした保険料減免を講じているところです。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

保険資格課（電話：06-6858-2300）

（要望）

- ② 総合事業への移行については改正法では条例により「平成 29 年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介

護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

(回答)

本市におきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始を平成 29 年 4 月からとしており、現在、国が示すガイドラインに基づき、現行の訪問介護相当サービスとその他の多様なサービス、通所介護相当サービスとその他の多様なサービスの検討を行っているところです。サービス利用につきましては、地域包括支援センターなどによる適切なケアマネジメントにより、状態像に応じたサービス提供が行われるものと考えております。

また、利用者が要支援・要介護認定申請の手続きにこられた場合は、受付を行います。

国は、本事業の実施により様々なサービスが効果的・効率的に実施され、そのことにより持続可能な介護保険制度の運営が図られるというあり方を示していることから、この趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた制度設計を行ってまいります。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

(要望)

- ③ 8月からの利用料引き上げ（利用料2割化、補足給付の改悪）については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

(回答)

国は、費用負担の公平性の観点から、一定所得以上のサービス利用者には、負担能力に応じた自己負担になるよう今回改正を行ったものです。

また、本市におきましては、国の基準に基づき、社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業を実施しており、定められた要件に該当する人には、利用料の減免を行っているとともに、本市独自に民間事業所介護保険利用者負担軽減事業を実施しております。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

（要望）

- ④ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

（回答）

熱中症対策につきましては、高齢者に限らない問題と考えており、熱中症予防のためのクーラー導入費用、電気料金補助などについては、高齢者施策として、実施する予定はございません。

なお、ひとり暮らし高齢者登録をおこなっている人には、民生・児童委員が安否確認を行っております。また、豊中市社会福祉協議会が実施する安心生活創造事業において、ひとり暮らし高齢者で、あらかじめ登録をされた要介護認定を受けていない人に安心協力員が定期的に訪問を行っております。

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

5. 障害者の65歳問題について

（要望）

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用が

されていない実態が明らかとなり、平成 27 年 2 月 18 日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

(回答)

障害福祉サービスと介護保険サービスの利用の適用関係については、障害者総合支援法第 7 条（他の法令による給付との調整）並びに平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省通知及び平成 27 年 2 月 18 日付同省事務連絡を踏まえた対応を行っております。

障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としております。

ただし、上記通知等を踏まえ、本人のニーズや状況を把握の上、介護保険サービスに相当するものがない移動支援等の障害福祉サービスのみならず 65 歳到達前から障害福祉サービスを利用していた方で、介護保険サービスで従前のサービスを全て利用できない場合は生活の質を低下させない観点から上乘せする形で障害福祉サービスを利用できる取扱いを行っております。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ② 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は 65 歳を超えても無料とすること。

(回答)

障害福祉サービスに係る自立支援給付及び本市においては移動支援等の地域生活支援事業についても、住民税非課税世帯は年齢に関わらず利用者負担はかかりません。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

6. 生活保護について

(要望)

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

本市では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めてまいります。一方、多様なニーズに応えるため、従来ケースワーカーが担当していた業務の分業化も進めており、業務の見直しを進める中で市民サー

ビスの向上に努めてまいります。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

（要望）

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

（回答）

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行い、今般の法改正に沿ったものにします。

また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

（要望）

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

（回答）

申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。

稼働能力の活用にあたっては、ご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保を目指した”出口戦略”に基づく支援を行っている市くらし支援課も含めた多様な連携を図ります。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

（要望）

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答)

厚生労働省から示されている実施要領に従って、従前から移送費の支給を行っております。引き続き、「生活保護のしおり」などを通じた周知を図ってまいります。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

(回答)

医療機関が生活保護受給について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において救急病院を受診する場合に限り使用できることとなっております。

なお、医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていけます。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回答)

現時点においても、当該判決を受けた新たな見解が厚生労働省から示されておらず、現場として対応に苦慮しているところです。それまでは、当該判決を含めた今までの経過を踏まえ、個々の案件にかかる事情を特に勘案しながら慎重に保有の可否を検討してまいります。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はも

ちろん他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害が及ぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意してまいります。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

（要望）

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

（回答）

介護サービスにおいて、介護保険でカバーされない部分を介護扶助で支給する原則に変わりはありません。また他の扶助同様、漏給濫給ともに問題である点も原則通りです。ただし、本市でも専門的な視点から点検を行うため、ケアマネジャー資格を保有する介護支援専門員を配置し、「みなし2号」における障害サービスの活用など他法他施策の活用などを進めています。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

（要望）

- ① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1) 全国1742自治体中986自治体（56.4%）が完全無料、2) 1373自治体（78.8%）が所得制限なし、3) 930自治体（53.4%）が通院中学校卒業まで、201自治体（11.6%）が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み（通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し）拡充をすすめるよう強く要望すること。

（回答）

子どもの医療費助成（乳幼児等医療費助成）は、大阪府の補助事業を基本としながら、これまで市独自で入通院医療費の対象年齢の拡大等を実施してまいりました。

平成26年12月より、医療費助成の対象年齢を小学校終了まで拡大するとと

もに、所得制限についても撤廃し、制度の拡充を図りました。

更なる制度の拡充については、大阪府に要望するとともに、本来国において制度化されるべきところであることから、国に対しても要望してまいります。

子育て給付課（電話：06-6858-2248）

（要望）

② 妊婦検診を全国並み（14回、11万円程度）の補助とすること。

（回答）

本市では、平成26年4月より、国が示す標準的検査に基づき試算した健診料として、妊婦一人当たり116,840円（14回分）の公費負担を実施しています。

（参考）

平成25年度	81,100円
平成26年度	116,840円
平成27年度	116,840円

健康増進課（電話：06-6858-2801）

（要望）

③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみることに。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

（回答）

就学援助は生活保護の要保護に準ずる程度に困窮していると認められる方を対象としていることから、本市では認定基準を生活保護基準の1.2倍を下回ることのないよう努めています。さらに、ひとり親世帯、障害者世帯及び保護者の年齢が満55歳以上の世帯については、認定基準を緩和しています。また、住居の所有・賃貸の別によらず認定基準額を設定しています。

申し込み手続きは教育委員会事務局の担当課（学校教育課学務係）で、昨年度から第1回支給月を8月に早期化したことに伴い5月20日から受け付けを開始しています。また、本年度からは、例年各学期の終業日としていました受付終了期日を各学期の最終日に延長しています。なお、2回目の支給月は例年どおり翌年の2月としています。

生活保護基準の見直しによる影響への対応につきましては全庁的な対応方針に沿い、本年度の認定基準の範囲外となる方のうち、一昨年度の認定基準の範

困内となる方々については、個別に生活状況を踏まえ対応することとしています。

学校教育課（電話：06-6858-3646）

（要望）

- ④ 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

（回答）

昨今の厳しい財政状況から新たな家賃補助制度の創設につきましては困難な状況です。

子育て世帯への経済的支援は「児童手当」により実施しているところです。

住宅課（電話：06-6858-2397）

子育て給付課（電話：06-6858-2248）

（要望）

- ⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているのか等）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）の導入を検討すること。

（回答）

豊中市ではデリバリー方式による選択制の中学校給食を進めており、平成27年度中に配膳室を整備し準備の整った学校より順次実施します。

また、小学校・中学校におけるモーニングサービスの導入については、困難であると考えています。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

（要望）

- ⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

（回答）

子どもの貧困対策については、今後大綱をふまえ、整理してまいりたいと考えております。

なお、シングルマザー世帯などに対する生活支援策の具体化については、すでに、一時的に家事援助等が必要なひとり親家庭に対する日常生活支援事業、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業、母子父子寡婦福祉貸付金の転宅資金の貸付による住宅支援等の事業を実施することによりひとり親家庭の生活支援を行っています。

また、今年度より母子父子福祉センターにおいて法律相談や養育費等の専門相談も始めており、一層ひとり親支援を充実させております。

こども政策課（電話：06-6858-2315）

子育て給付課（電話：06-6858-2248）

（要望）

⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること

（回答）

平成 27 年度より、全公立施設（公立幼稚園 7 園と公立保育所 19 か所）は幼保連携型認定こども園に移行いたしました。

今後、公立施設の役割をベンチマーク機能・人材育成機能・子育てに関するセーフティネット機能及び地域子育て支援拠点機能とし、適切な施設配置を行ってまいります。

こども事業課（電話：06-6858-2194）